

一般社団法人一関市スポーツ協会選手強化・指導者育成事業補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、一般社団法人一関市スポーツ協会に加盟する種目別協会に対する選手強化・指導者育成事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象)

第2 補助金の交付対象となる経費及び補助金額は次のとおりとする。

補助金の種類	交付対象経費	補助金額
選手強化事業	競技力向上のため、競技協会が実施する大会・講習会等の選手強化事業に要する経費	予算で定める額を上限とし、参加費等の収入額を控除した支出額以内の額
指導者育成事業	競技力向上のため、競技協会が実施する講習会等の指導者育成事業に要する経費	

(交付の申請)

第3 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、定められた期日までに選手強化・指導者育成事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、提出するものとする。

(交付の決定)

第4 会長は、第3の申請に係る事業内容を適当と認めたときは、選手強化・指導者育成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により交付決定を行うものとする。

(決定の取消)

第5 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、交付の決定を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき

(2) 虚偽の記載等、不正の手段により補助金の交付をうけたとき

(補助金の請求)

第6 申請者は、補助事業が完了後、遅滞なく選手強化・指導者育成事業補助金請求書（様式第3号）に必要な書類を添付して、会長に提出するものとする。

(前金払の請求)

第7 補助金の前金払を請求しようとするときは、選手強化・指導者育成事業補助金前金払請求書（様式第4号）を会長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第8 第5条の規定により交付決定を取り消されたため返還すべき補助金が生じたときは、

速やかに補助金を返還しなければならない。

附 則

1. この要綱は、一般社団法人一関市体育協会の設立の登記の日から施行する。
2. 社団法人一関市体育協会「選手強化」「指導者育成」補助金交付要綱は（平成 22 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。